

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画主体	武雄市

## 武雄市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	武雄市営業部農林商工課
所在地	武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1
電話番号	0 9 5 4 - 2 3 - 9 3 3 5
F A X 番号	0 9 5 4 - 2 3 - 7 1 0 2
メールアドレス	nourin@city.takeo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	佐賀県武雄市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成18年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	1418.2万円 12.7 ha
イノシシ	豆類	152.1万円 5.1 ha

(2) 被害の傾向

年々イノシシによる農作物被害が増加し、農作物の被害は一向に減らない状況にある。イノシシ被害区域は年々里部へと移動しつつあり、放置すれば更に被害区域の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成18年度）	目標値（平成22年度）
被害金額	1570.3万円	1256.2万円
被害面積	17.8ha	14.2ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	地元猟友会と協力し捕獲（有害鳥獣駆除）をおこなっている。 ○近年の有害捕獲頭数 17年度726頭・18年度1419頭・19年度797頭	捕獲したイノシシの処分（埋設等）にも多大な労力を必要とし、農家・猟友会としても負担になっている。
防護柵の設置等に関する取組	武雄地区有害鳥獣駆除協議会から電気牧柵を貸与。 ○近年の貸与台数 17年度130台・18年度100台・19年度63台	下草の管理等が充分でなく、機能していない箇所も見られる。設置に関して個人単位（圃場の1～2枚等）になりがちなところがあるので、集落全体として取り組む必要がある。

(5) 今後の取組方針

市、農協、農済及び県関係機関の「イノシシ対策指導員」等によるイノシシ被害対策チームを中心として、被害発生集落に対して、集落座談会等を利用した農家等への啓発（農地付近の藪払いや収穫残渣の排除等餌付け要因の撤去）、地域でまとまった効率的な防除、有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的におこない、イノシシ被害の防止を図る。

また、捕獲したイノシシについては、加工処理をおこなうことで地域の資源としての活用を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会と協力して捕獲等をおこなう。  
捕獲従事者の確保のための支援をおこなう。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20	イノシシ	はこ罠・くくり罠の導入 加工処理施設の利用促進
21	イノシシ	はこ罠・くくり罠の導入 加工処理施設の利用促進
22	イノシシ	はこ罠・くくり罠の導入 加工処理施設の利用促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績（17年度726頭・18年度1419頭・19年度797頭）を踏まえ、年間約900頭の捕獲を見込んでいる。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	900頭	900頭	900頭

捕獲等の取組内容
武雄市内全域で、地元猟友会と協力して、はこ罠・くくり罠・銃器による捕獲等をおこなう。 イノシシ肉の資源化を促進し、捕獲体制の維持、拡充を図る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
捕獲許可権限委譲済	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
イノシシ	既に導入されている電気柵の効果が最大限に発揮されるよう、設置方法の改善を図る。	電気柵 90km ワイヤーメッシュ柵 20km	電気柵 90km ワイヤーメッシュ柵 20km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
20年度	イノシシ	イノシシ対策指導員等による農家等への普及啓発（収穫残渣の放置等）
21年度	イノシシ	イノシシ対策指導員等による農家等への普及啓発（収穫残渣の放置等）
22年度	イノシシ	イノシシ対策指導員等による農家等への普及啓発（収穫残渣の放置等）

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
猟友会武雄支部	有害鳥獣駆除による捕獲
佐賀県農協（佐賀みどり支部）	被害防止対策に関する農家等への指導・助言
武雄杵島森林組合	被害防止対策に関する農家等への指導・助言
杵島地区農業共済組合	被害防止対策に関する農家等への指導・助言
武雄農林事務所	被害防止対策に関する市・JA・農家への指導・助言
杵島農業改良普及センター	被害防止対策に関する市・JA・農家への指導・助言
武雄市	被害防止対策に関する農家等への指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>武雄鳥獣加工処理組合による加工処理施設（肉としての利活用等）を基本とし、一部については捕獲現場での埋設等の処理をおこなう。</p>
--

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--